

神
葬
儀
式
全

125

174

014215-000-2

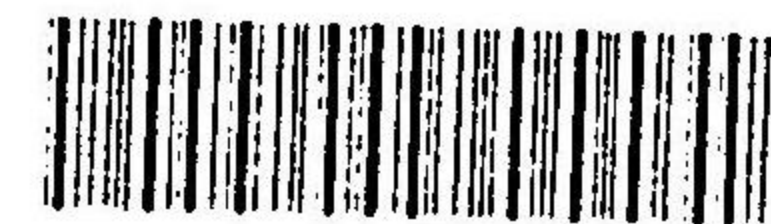
125-174

神葬儀式

伊藤 国義 / 著

M32

ABB-0536



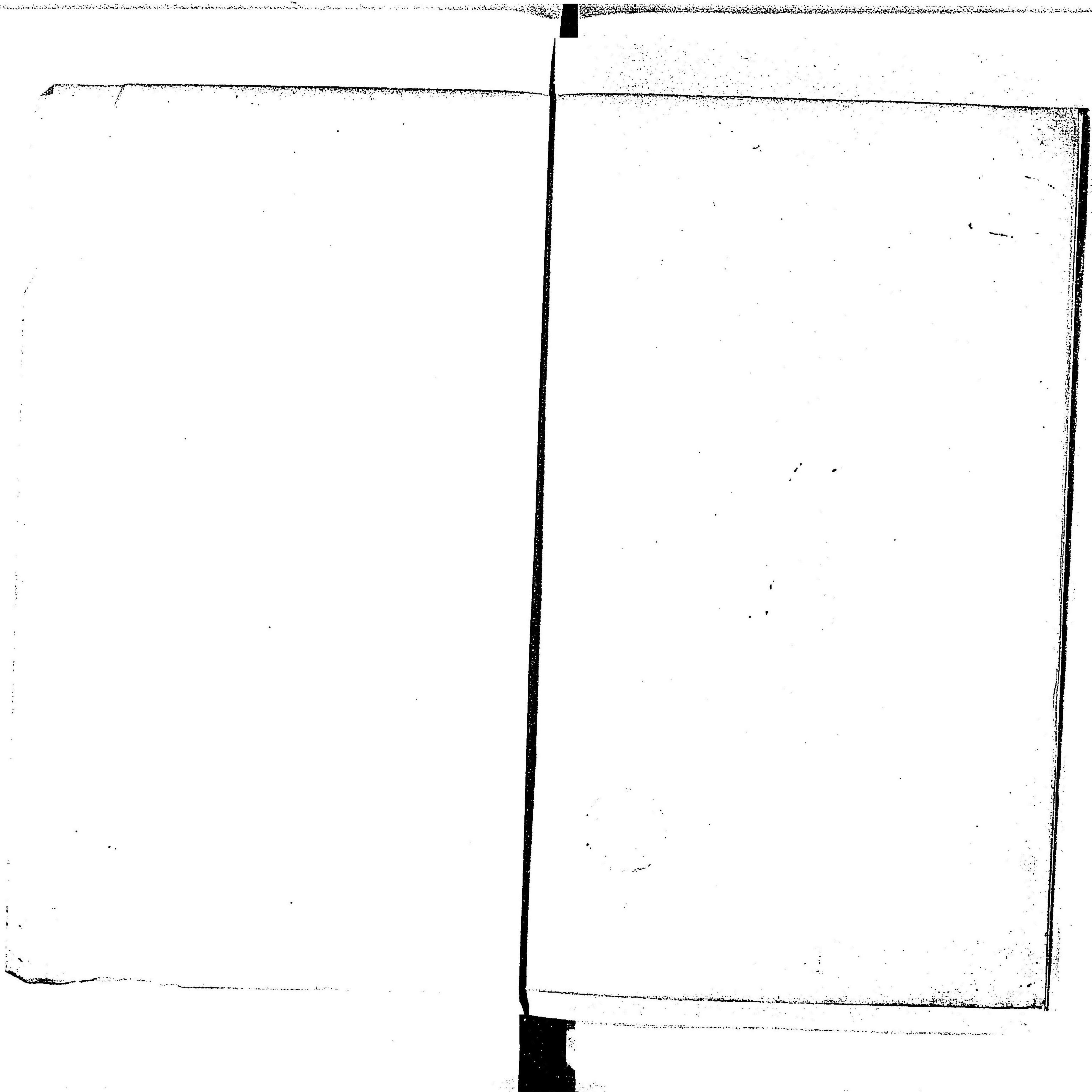
從四位丸山作樂閱
權大教正伊藤國義著



神道丸山作樂閱

全

神道丸山教會本院藏版



神尊儀式序



天之理入于人為性。天之氣入于人為心。性之困也。故心之為物。操則存。舍則亡。且能操其心者。又能使人操其心。且能操其心。而使人能操其心者。教師之任也。夫我邦去地稱神國。君臣稱神孫。種族精純。而

無雜也。皇室者宗本而臣民
左支末也。是故上古君臣之
禮單一而為神。式。中。古時
一變而為佛。式。會。明。治。中興
聖運。皇政復古共修禮及
古。神。道。教法於是乎興焉。其
為教師。在。宜。先。自。能。探。其。心。而
使人能探其心也。然而。能。探。

其心者鮮矣。何得能使人探其
心也。殊邦聖人有言曰。喪主哀
不若九山。教祖之後。其心曰。喪家事
哀悼。弔者。世。飲。食。於。喪。家。其
操心也深矣。是故使弟子著
神彛略式以探其心。誰然。畧。式
故未備者多矣。今二書。教。主。繼
教祖遺志。引。接。古。書。增。之。蒐。輯。

雅言補之。命曰神葬儀式。并編
神葬略式辭集。以為並行之書。
其用意至矣。盡矣。可謂能採其
心者矣。余因慙通刊行。為片言。
其旨亦倣以採其心云。
明治三十一年四月上泮

吉心孫原信近撰并書



神葬儀式

凡例

此書は曩に出版したる神葬略式を改訂増補したるものなり。

神葬略式は吾教祖が多年修行の功德に依り最も畏く最も尊き

御諭を受坐して教徒に説教給ひし事どもを其折々に打聞き書附

置きたるを教徒等の切に請ふまゝに要を摘み粹を抜きてものし

たりしかど略式の事として足らざるもあり漏れたるもあり順序明

瞭ならぬもありて初學の輩には靴を隔て、痒を搔く感無きにあ

らねば、今度それを補ひ改め詳にして、教祖の御心を敷衍し、深山の

奥に柴刈る童兒荒磯の邊に魚釣る翁にも、皇國の尊き葬儀を容易

く知らしめむとのすさびなり。

一 皇國の葬儀には、神代の昔より傳はれる大御手風有れば、何とて外國の禮を借り式を用ゐることを要せむや。然るを各國と交際する今日となりては、新奇を好む心より、上下を分たず貴賤を論ぜず、萬事専ら外を迎へ内を顧みずなりゆきて、葬儀などもまた外國風に移るものは日々に増じ、大御手風を用ゐるものは月々に減りゆくは、畢竟皇國の葬儀式の理深く行易き事を見も聞もせざる爲なるべし。是已れ嗚呼がましくも神葬儀式と題してもものせし所以なり。

一 此書の假字を多く雅言と爲しは、今の人漢語こそ用ゐ馴れたれ、雅言は中々に疎からむ事を思ひ、一つは言靈の幸はふ皇國の優美なる事を知らしめ、一つは雅言を學ばしめむとの老婆心なり。然れど

學淺く才非く思到らぬ節多かるべし。見む人許してよ。

一 此書は、教祖の説を主と爲たれど、職員の名及動作は多く權田翁の葬儀式を取れり。其他古書を參考せしも、煩はしければ一々引用書目を掲げず。

一人に貴賤貧富の差別あり、隨ひて儀式にも正略繁簡あるは止むを得ざる所なれば、此書にも上中下と區別せり。然れども、齋員と裝飾品とにこそ輕重多寡の違ひあれ、葬儀に仕ふる人々の心得等は何れも異なる事なし。努疎にする事勿れ。

一 吾 教祖は、哀悼恭敬の心をば重く厚くし、器具飲食をば軽く易くせよとの主意にておはしき。故埋葬の當日は、煙止と稱して、立働人々の食事は、前日に鹽の握飯を造り備へ、又遠方の會葬者はみづ

から握飯を持参せよとの御教なりき。熟々世の葬儀のさまを見るに哀悼心は露ばかりも無くて徒に飲食を事とし甚しきに至りては喧嘩口論をさへするものあり。之が導師たるものも亦共に飲食談笑して、少かも恭敬の容無きものあり。誠に嘆はしき限なり。人々心せよ。

一 器具の製造及行列の順序等は、一々書出でむもいと煩はしく且覚え易からねば、別に圖を以て示せり。

一 祝詞及誄辭等の文例は別冊とせり。而して御法の祝詞は、短文一定にして、人々の既に知る所なれば擧げず。

一 埋葬畢れば、靈祭するは子孫等の務なり。故に靈祭の式をも附記し、是等の祭具其他の一斑をも示したれば時の宜きに随ひ斟酌せよ。

一 改祭式は略式には擧げざりしかど、今も日々に問ひ來る者あるを以て、卷末に擧げたり。是亦時の宜きに随ひてよ。

明治三十一年九月

編者 志るす

神葬儀式上等目録

喪家の心得

齋主に告ぐ

齋主告を請けて喪家に示す

葬掌喪家に入る

喪主喪婦を定む

喪事長喪事補を定む

喪家に屬く職員を定む

埋葬の日時を定む

殯の式

墓地を定む

地鎮祭具

地鎮祭

葬穴を掘る

遷靈の祭具

斂具

祭具

送葬の裝飾具

假喪屋

供物

斂棺式

齋主喪家に入る

遷靈式

終祭式

發裝束 着裝束 葬祭式
埋葬式 新墓所の裝束 葬後の穢事
葬後の靈祭式

神葬儀式中下等

大意 齋員數 遷靈の祭具
斂具 祭具 送葬の裝飾具
供物

靈祭式

大意

初七日祭式

同奥城祭式の并に七日々々

百日祭式

一年祭式

神祭に改式

齋家の心得 齋主依頼を請けて齋部を遣す
齋部齋家に入る 祭具 奥城の裝飾
祭場の裝飾 御食を調理ふ
齋主齋家に入る 家の祭式 發裝飾
奥城の祭式

神葬儀式上等

神道丸山教二世教主權大教正伊藤國義著

喪家の心得

人病重く、殆身退むと爲ば、親族に通知せ、枕邊後邊に集ひて、神言唱へつゝ、誠を盡して看護すべし。息絶えなば、悲歎の中にも、猶絶えず神言を唱ふべし。是は靈を慰め、將來の幸福を得しむる、最も尊き神言なればなり。偕死人の頭を必南の方に向け、枕元に燈明を奉げ、參元の神言三回と、天明の神言とを、適度に唱ふべし。

齋主に告ぐ

上條の如く爲畢へて、齋主に依頼むべき教職に、事由を告げて、葬儀の

事を依頼むべし。官人は更なり、品高き家くにては、家法官制の任落無く、其順序を経べし。人民の上にては、當時の政府の制令に随ひ、洩るゝ事無く、手續を経て、懇切に依頼むべし。

齋主告を請けて喪家に示す

喪家より告來りたらむには、當時の制令の如く、其手續を経有や否やを尋問ひて、手續済と言はゞ、迅に承諾ふべし。さて、品高き家、或は官人、或は人民の家にては、葬儀式を嚴重に爲んと欲せば、事に熟練たるもの、二人三人を撰定て、葬掌、葬掌補として、豫く派遣して、豫に事物を製調、又殯式に仕へまむべし。

葬掌喪家に入る

葬掌、葬掌補、喪家に到着らば、先親族に應接て、懇切に事を告ぐべし。葬

掌は、葬儀の状態の概略を問ひ、喪主、喪婦を定め、又喪事長、喪事補を定めて共に協議らむ事を約るべし。葬掌補は、殯式の概略を示して、殯室に入りて仕へむと告げ、親族に導令せて、殯室に入るべし。

喪主喪婦を定む

親死去れば、子、婦、又、兄、姉死去れば、弟、妹を喪主、喪婦と定むるは、當然なれども、子、既に死去り、婦のみなる時は、弟と、婦とを以て爲べし。夫死去れば、妻、喪婦と爲り、子、喪主と爲る。子無き時は、最近親を以て爲べし。伯父、伯母、叔父、叔母、家に在りて死去り、又、弟、妹、杯の死去りたらむに、其下に立可き者無き時は、兄、姉を、喪主、喪婦と爲べし。若、喪主、喪婦に立可き者幼稚時は、附添人を附くべし。喪婦は、幼稚からずとも、附添人を附くるを可とす。但、其家の状態に依りては、喪婦を欠くも妨無し。

喪事長、喪事補を定む

喪事長、喪事補は葬儀一切を負擔人なれば、容易からず。故、品高き家杯は、平素に、其家の執事以て、此職に充つべく、人民の家にて、平素に、其家の事を知れる者を用うべし。さて定りたる上には、葬掌等應接て、万相議りて、事物を調製むと契るべし。

喪家に屬ぐ職員を定む

葬掌は、喪事長と議りて、先送葬の整列者を定む。是は何人にて、事に堪可き者、十人、或は、六人、時宜に隨ひて撰定むべし。次に、葬具製造長及、葬具製造人を定む。是は大工十人、或は、六人、其分を慮りて撰定むべし。若、墓所を石槨と爲むには、石工も、應分に撰定むべし。次に、仕丁二人、是は、少年者を適當とす。次に、柩の丁四人、或は、八人、或は、十有六人。是は、墓

所遠き時は、交代らしむる爲に、一倍増置くなり。次に、裝飾物の丁廿人、使丁五人許充置く。是亦、裝飾物の員數を豫算りて定むべし。是等の人を、豫く定置かざれば、不便らず。

埋葬の日時を定む

葬掌は、喪事長と協議りて、埋葬の日時を定むべし。其は、先殯を七日、或は、五日、或は、三日、其家の適宜に任せ。其れ過ぎてより、某月某日を埋葬日と定むべし。時は、墓所の遠近と、其家の希望とに任せて定むべし。然定りたれば、家の内の見易所に掲示し置くべし。

殯式

人死去れば、靈魂は其身を離るれども、屍を慕ひて、傍に守居る事、教祖の平素、教諭されたるが如し。然れば、親族、兄弟、殯室に忌籠りて、生人

に事ふる如く、慎敬ひ、万事慇懃に仕ふべし。其は、先葬掌に議りて、清潔絹又は白布以て死者の顔を覆ひ、頭を南方に向け、屍を平に正しくし、清潔衣を着せ、衾を掛け、頭に向ひて右方へ、守刀を掛け、右左に居並みて、神言を唱ふべし。此間に、葬掌補は、喪事長と議りて、枕邊に中案を居ゑ、松或は、真榊に、白木綿掛けたるを、右左に立て、御食、水、堅鹽、又、常に好めりし物、杯案の上に供奉り、親族を率ゐて共に拜み、神言、百度許唱ふべし。朝夕は更なり、何時にても唱ふべし。如斯勤行めて、怠事勿れ。是を殯式と謂ふ。此間の食物は、鹽握飯とし、内外騒然からぬ様、慇懃に勤むべし。但、座棺なれば、息絶えて一日歟、二日の間、上の如く仕へて、棺に斂め、後又仕ふべし。如斯急むるは、多く日を経るに随ひ、膝杯不自由なるを以てなり。

墓地を定む

墓地は、樹木茂り、高く、清潔く、濕氣無く、乾燥たる處を可とす。縦横、廣袤を測量て、四隅の境界に、標杭を立つべし。然定畢らば、其所を祭場として、地主神を祭るべし。

地鎮の祭具

齋竹 四本 葉附の儘

神籬 二本 松、或は榊の三尺許なると、二尺許なるとに、麻と木綿とを掛けたる。(紐き方を杖、月に用う)

大幣 一本 松、或は榊と竹との四尺許なるを合せて串とし、麻と

紙とを付たる。竹筒、一本、一尺余なる。

小案 一脚 大幣を載する臺なり。

松まつ 二本 或は櫛くしの二尺許ふたひたなるに、四垂よつたの和幣わへい掛けたる。

竹筒たけとう 二本

神籬かみかき臺たい 二臺 大幣筒おほへいとう 一本

神床かみど 一脚 高案たかあん 一脚 中案なかあん 一脚 被戸かきこの神座也。

高坏たかづち 或は、三方小案さんぱうせうあんの中、御饌みけの數かずに隨ふ。

甕かみ 二口 盃さかづき 二口 葉盆はのぼん 大小二口 水碗みづわん 一口

端出繩はしだしづな 十尋許じゆんじゆ 辛櫃かきこ 一具 新薦あらたか 六枚許むくまいじゆ 丁ちやう 若干

此品々の造様は、圖書を見て知るべし。さて、從是次々の祭にも、此品再三用ゐて可し。故、後の祭具調製ふる時、是も算入るべし。次々之れに倣へ、

地鎮祭

祭場の四隅に、齋竹を差立て端出繩を引互し。其中に新薦を敷詰め、正面の奥方に、神床を設け、其上に神籬を居ゑ、右左に、松の木綿垂たるを備へ、其前に御饌案を居ゑ、其傍に右左に、神籬を立て、其前に猶小案を居ゑ、是に大幣を載置く。之れを被戸と爲す。

齋主、齋部、祭場に進む、共に一揖す。次に、被主、被所に到りて、被詞を告る。是時、齋部、悉頭を垂る。告畢りて、元座に復る。次に、被師、大幣を持來りて、地鎮の神座を祓ひ、次に、御饌、次に、齋主、次に、齋部を祓ひ、次に、齋部の一人に渡し、自を祓はしめ、次に、請取りて、丁に渡し、元座に復る。次に、被主、神昇詞を告る。畢りて、丁に被戸の裝飾物を去らしめ、元座に復る。次に、齋主、進みて、神降式を行ふ。後、取、三回唯と稱ふ。畢りて、共に元座に復る。次に、獻饌、長手、長等、御酒、御饌を手次供ふ。次に、齋主、齋鎮の祝詞を告る。

此時齋部悉頭を垂る。告畢れば、齋部皆上に向ひ、齋主と共に、躰堅丸の御文三回、天明の神言百回、十一明の御名一回を唱へ、終りて元座に復る。次に御酒御饌を手次撤ぐ。次に齋主神昇を行ふ。次に齋部共に一揖して退去る。次に齋部の一人、或は二人残りて、神籬並に裝飾物を撒げ、丁に持還らしむ。

是は新に定むる時の式なり。古來墓所なれば、之れに及はず。然れど、從來の葬儀式、外國風なりせば、先、吾皇國の尊き美道の神式に、改祭置くを可とす。

葬穴を堀る

葬穴は、政府の制令有れば、過つ勿れ。大は、槨に隨ひて、一尺余を、四方に増置く可し。槨無く、柩而耳なるも同じ。さて、其底に炭を入れて、築固む

べし。但、石槨ならむには、炭は入るゝに及ばず。然、爲畢へなば、掘揚げたる土を、穴口より三尺余り、遠く播除置くべし。是は、埋葬式に妨害有らむを慮りてなり。次に、青竹五十本許、垣に用ふ。柱大なる二本、門の柱なり。小なる十有、四本許、周圍の間毎に立る料なり。朱呂繩二十束、垣を結ふ料なり。炭粉若干、石灰若干、右種々の物を、墓所に供置くべし。

此の葬穴堀らむに、代々の墓所なる時は、往々、枯骨の出づる事あり。是皆吾靈舎に鎮祭れる先人等のものなり。之れを、疎略に扱ふ事、最々、禮無き所爲なり。故、豫に注意して、白木の箱を造置き、一片たりとも、堀り出す事有らば、箱に斂め、嚴に秘置き、埋式の時、共に埋む可し。疎略にして、故人を辱しむるが如きこと、努勿爲そ。

遷靈祭具

靈璽

教祖の教の任圖書の如く爲べし。然れど、喪家の望に依りては、鏡、玉石を用ふるも妨無し。又男は、刀の目貫、小柄、女は、櫛、櫛、櫛の類、又男女共、印章の類、或は、平素愛持たりし物を用ふるも可し。但、形の小さいものを撰ぶべし。何れも、清水以て、幾度も洗滌むべし。

靈屋

靈璽の大に随ひて造る可し。若、靈璽を、鏡、玉石、其外の物と爲る時は、次の五品を造るべし。

靈璽袋

靈璽を藏むる袋なり。上等は、大和錦に、白麻を裏に附く。又白絹を用ふるも可し。形は、靈璽に随ふ。

同褥

靈璽の下に敷く褥なり。白絹に綿を入れ、大は、靈璽に随ふ。

桶代

靈璽を藏むる櫃なり。松の白木以て製るを可とすれども、檜、樅、杉、杯も妨無し。大は、靈璽に随ふ。

同靶

桶代に掛くる靶なり。白絹に白麻を裏に附く。大は、桶代に随ふ。

船代

桶代を藏むるものなり。桶代の大さに、稍廣く、松にて造る。形は、辛櫃形、便利からむ。

靈屋案

一脚(此は中案) 靈屋を載する案なり。外に三脚を造置くべし。

靈床

一脚 靈屋を載する臺なり。

松或櫛

二本 二尺許なるに、四垂の白幣着たる。

神籬

一本 菟戸の神籬なり。松、或は、櫛の三尺許なるに、麻と木綿とを掛たる。

大幣

一本 榎の大幣なり。松、或は榊と竹との四尺許なるを合せて申とし、麻と紙とを着たる。

神托劍

一本 松の白木にて造る。墓標を畧く時は、死去りし年月日時を記し、又官位勳功爵姓名をも記すべし。

高案

三脚 板戸の神床と御饌案とあり。竹筒 三本大小

高杯

七脚許 或は三寶、小案の中御食臺なり。

小案

六脚 種々に用ふ。

箒櫃

一口、松葉 六束 三寸廻りなる。割箸 三膳

大水碗

一口、小松枝 二枝 七寸許なるを元の方白紙にて巻きたる。

盃

二口、盃 一口、平盃 二口、葉盃 二口、水碗 二口

幃幙

一張、新薦 十有五枚

拭器布

三枚許、木綿、或は麻にて製る。是は祭具を清むる也。

神籬臺

一臺 燈臺 二本 燈明皿 二口

斂具

棺 教祖の教の隨座棺とし、松を以て造るを可とす。然れど世間の習慣もあれば、臥棺とし、槨、檜、樅等にて造るも可し。
棺は頭の方に、印を附置くべし。 又、石槨も、古來用ひ來れば、其家々の例に隨ひて可し。

棺吧

棺に掛くる上吧なり。白絹、或は白布にて製る。

忌湯桶

屍を拭く湯を入る、桶なり。

拭屍布

屍を拭く布なり。白木綿、或は白麻、四枚許。

襦衣
內衣
表衣

丈は膝と等くす。白布、白絹、何れにても可し。平素の服に同じ。白布、白絹、何れにても可し。物も製方も、內衣に同じ。

右二服は、春季、夏、秋の初は單物、秋季、冬、春の初は袷、或は綿入れを用ふ。

禪
帶
襪

巾丈、平素の如し。絹布、何れにても可し。絹布、何れにても可し。仕立方、平常の如し。平常の足袋の如し。

枕

白布、或は白絹の袋に綿を入れる俗に、括枕と謂ふ者の如く仕立るべし。(座格の時
は不用)

覆面布

死者の顔を覆ふ布なり。白き物を用ふ可し。

松農冠

白布、或は白絹にて、丈は布尺一尺有八寸、巾は同一尺なるを、縦四つに折りて、共に松の教印を捺したるなり。生存中、富士に参詣し者は、其時、用ひし冠にて可し。

水心守

是は、本院より授與る守にて、死者の額に充て、前に謂ひし松の冠布にて、頭の後に結ぶ。

身守

是は、白布、又は白絹の紐を製りて、中に縫ひ込み、腹に巻かする者なり。生存中、巻き居りし者は、夫にて可し。

上靈心

是は、死者の胸肌に充遣はすものなり。

扇

一本、是は、死者に持する科なり。骨十本の白扇に、教主の印章を捺したるを可とす。然れど、中啓にても可し。教職、信徒、既に教主の印章を押したる扇を持居たりし者は、新に調製ふる

に及ばず。

小案

二脚

死者の下に敷く褥なり。白布又は白絹にて綿を入れ棺に随ひて製るべし。

衾

死者の上を覆ふ衾なり。大は褥に同じ。但座棺の時は用無し。白布を袋に縫ひ綿を入れる。大小廿個許製る。是は屍を棺に斂めたる時、空所を填充むるなり。或は茶にても可し。

填綿

禮服

官位高き人は、夫れに相當へる物を用ふ。先袍狩衣直垂或は羽織袴とす。冠は時に依りて定むべし。教職も妨無し。又教職教徒は、生存中用ひし法服、法羽織に法冠を用ふるも可し。又女は、襲白服を用ふ。直に看すると棺の傍に入ると、何にて

も可し。

草履

一足、是は婚禮の時に用ひし物を用ふ。

銘

石或は銅に、其人の名或は官位勳功の類及死去し年月日を記したるもの。

愛翫物

是は死者を棺に斂めたる時、平常に愛翫たりし劍鏡、硯等の類を、傍に置添ふるなり。

種々物

釘、鏡、紙、白布、絹の類。

祭具

松

四枝、或は榊の二尺許なるに、四垂の白幣附けたる。

太玉串

六本、松或は榊の二尺許なるに、白幣、青幣附けたる。

小玉串

若干、松或は榊の一尺半なるに、二垂の白幣着たる。喪人の員

數に隨ふ。

玉串筒 大玉串筒三本、小玉串筒一口。

水碗 大なる、一口。小なる、二口。

小松枝 二本、七寸許なるを、元方、白紙にて巻きたる。

高杯 十有五臺、或は、三寶、小案。

中案 三脚 大中案三脚、是は、奥城祭の、玉串案なり。

覆 二口 盃、三口 平覆、二口、葉盆、二口。

松葉 三束、三寸廻りなる。割箸、三膳。

燈臺 二基 燈皿、二口。

高案 四脚 小案、五脚。

齋竹 十本、葉附の、儘假喪舎に用ふ。

端出繩 三十尋許、白幣掛けたる。

新薦 六十枚許、凳子、二脚。

送葬裝飾具

輜車 一具、棺を載せて挽き行く車なり。是は、最尊き御邊にて、用ひ

させ給へる物にて形定め難し。故に家々の例に任すべし。

大臺 一具、棺を載せて、昇く臺なり。棺の大に倣ふ。端出繩一筋、大

臺に掛くるなり。凳子、二脚、臺を載せ置く臺なり。小松枝、

四本、白幣掛けたる、臺の四方の柱に結附くるなり。

箒 一本、普通の竹箒にて可し。

態手 一本、普通の態手にて可し。

大松 二本、或は、榊、根堀を用ふ。若、得難ければ、根堀ならざるも妨無

し。五色絹の幣を掛けたる。

小松 二本、或は小榊五色絹の幣を掛けたる。同臺二基。

導旗 一旒、白木綿を用ふ。又、白麻、或は白絹も妨無し。時に依りては、紙にて製るも可し。

系旗 一旒、木綿を用ふ。麻絹なるも妨無し。

五色旗 五旒、或は十旒、喪主の心に任すべし。青、黄、赤、白、黒、孰れも絹を用ふべし。又、木綿、麻、杯も妨無し。

旗竿 旗の數に隨ふ。

辛櫃 一合、御饌物を入るゝ櫃なり。紐一筋、辛櫃に掛くる紐なり。

造花 注連繩、辛櫃に掛くるなり。棹一本。

二枝、春は梅枝に雉子、夏は橘に郭公、秋は萩に鶉、或は紅葉に

鳴。冬は松に鶴。何時にても、松枝に鬚籠を付け、時の木實を入れたるは可し。又、竹筒に、時候の花を挿したるも可し。

太刀 一口、白絹の袋に入る。又、木にて假太刀を製り、白布の袋に入るゝも可し。

棒 一本、假に木にて製り、白木の鞘を掛く。或は白絹、白布の袋を掛くるも可し。

弓 一張、白木を削りて製る。竹にて製るも可し。

箭 二筋、篠箆に、鳥の羽を翳ぎて製る。紙を羽と爲るも妨無し。

鏡炮 是は、海陸の軍人、又は、故有りて辭たる人、或は、兵の死去たる者に用ふ。員數は、喪主の心に任す。

蓋 一本、白絹を以て張り、白絹を掛けたる。右の五品は、人民に

は、妄りに用ひざるを可とす。

杖ツヱ 一本、杖袋、一個、白絹に、麻の裏を附けたる。

沓カブ 一足、沓臺、一個、調製方、圖書を見るべし。

墓覆ムスビ 割竹を以て製る。丈巾、製方、圖書を見るべし。

墓標ムスビ 一本、松を以て製る。或は、檜、杉、樅にても可し。表面に、官位、勳功、

職、爵、姓名、之、墓を書き、裏に、年號、月、日、時、薨、卒、没、死と記すべし。

草履クサジマ 俗に福草履と謂ふ。是は、齋部と、喪人との數に隨ふ。

籠長持カゴナガモチ 種々の、葬具を入る、料なり。竹以て造る。雨具、灯燈、下

足の類、手桶、柄杓、繩の類、總べて、時に臨みて、入用之品

物等、取集めて入るべし。

假喪屋

埋葬祭を、執行所なり。横、一丈有八尺、縦、四丈有八尺、四方に門
を開け、其間に、幙を掛廻らし。其奥方に、一丈有二尺、四方に、柱
を立て、桁を行り、垂木を附け、屋根を葺き、新薦を敷きて、祭場
とす。其右方に、雅樂所、左方に、(是は、所に依りて、右左何にてもよし。さて、
從是、次々の條に、右左と書ける所多し。)御饌所を造添ふ。又、喪屋の四方に、齋竹を立て、端
出繩を曳き、中には、總て新薦を敷く。

假屋 二所、一所は、祭主、副祭主より以下、樂人に至迄の、休息所なり。

一所は、喪主、喪歸を始め、喪人諸の、休憩所なり。長、廣は、時の宜

に隨ふ。

胡床 若干、齋部、喪人の數に隨ふ。

供物

御酒 三升、三合、三勺。又は、三合、三勺、三才を供ふべし。

御饌 飯、菜、餅、洗米の類。

甘菜 青菜、芋、茄子、葱、姑、蓮、人參、午房の類。

辛菜 大根、姜の類。

鱈廣物 鯛、鯉の類。

鱈狹物 鱈の乾魚、六枚、鯖、鰯の類。

奥津藻菜、邊津藻菜、滑海藻、稚海藻、昆布、鹿尾菜、海苔の類。

木實、菓物、梅、桃、栗、柿、壺盧、梨子、瓜の類。

堅鹽 水 是等撰用ふべし。

此内時に依りて、無き者は略くとも、鱈の乾魚六枚は略く可からず。數は、十有五臺許とす。少とも、十臺より減すべからず。

上の斂具より、此處に至る五條は、喪屋の例と葬式の等級とに依りて斟酌ふ可し。

斂棺式

斂具を整頓へて、殯室の便宜所に置く。親戚兄弟死者の、右左に居、慰懃に拜みて、天明の神言唱乍、事に就く。此時、齋部も神言唱乍、其仕方を教ふ。死者、女又は男にても、髮の長き者は、能櫛削りて、一取結ひて、下髪と爲べし。次に、忌湯を傍に備置く。次に、拭屍布を取りて、湯に浸し、程度に紋りて、顔、喉、頸の邊を和に拭ふ。次に、服の上方を輕削ぎ、胸腹、手等に、甚く垢附たる所有らば、拭去り、故の如く、服を掛く。次に、服の下方を削ぎ、小腹より、股、膝、足を拭ひ、元の如く、服を掛く。次に、靜に、横に伏させて、服を半削ぎて、肩、脊、腰、尻の邊の、甚く穢れたる所のみ、拭終りて、元の如

く服を掛けて伏さす。次に湯桶拭布を遠く除去。(從是座柩より柩の邊に)次に男二人立ち、右左の肩に手を差入れ、輕起して、新褥の上に居らせ、(是は俗に百變衣を脱がせ禪を着け、身守を腹に佩させ、新服を上着、内着、襦衣迄重着せ、帶を結め、襪を着け、然して禮服を着さす。又教職教徒には、法服法羽織を着するも可し。次に柩を荷來て傍に居る。)次に、柩を荷來て傍に居る。(是は俗に神目にて天の神目を唱ふべし。)次に、褥の四隅と死者とに手を掛け、靜に持揚げて、柩の前方に向くるは更なれども、少し隅に掛け、斜に居らすべし。次に、上靈心を胸肌^{けむらひ}に指入る。次に、扇又は笏^{しやく}、女は檜扇^{ひのせん}等を持るも可し。次に、水心守を額^{かぶ}に充て、松農冠^{まつのくわん}以て頭の後に結ぶ。(是は俗に鉢巻なり。)從是官位爵に依りて冠烏帽子^{くわんうぼうし}を冠るも可し。次に、太刀、紐刀、脇差、女は、紐鏡柄鏡玉^{ぬいがたがたまたま}又官位に拘らず、常に愛翫物を傍に置添ふ。(夫死れば、妻は強の毛を切りて、女は形に折り紙に包みて、自柩の中死者の腹の下に敷む。)

次に、忌布^{いふ}以て面を覆ひ。次に、填綿^{みつ}、或は茶^{ちや}以て、固填め蓋^{かたみ}を指固め、白布^{しろふ}、或は白絹^{しろきぬ}の吧^ばを掛け、凳子^{ていぎ}に載す。是は座柩^{ざぐわい}の斂式^{れんしき}なり。(從是柩の邊に、湯桶拭布を置く。)次に、死者の左側に、褥^{じふ}を敷き、其上に、帶^{おび}を横に敷延へ、新服^{しんぷく}を表着^{ひょうちやく}、内着^{うちやく}、襦衣^{じゆい}迄重ねて敷廣げ、枕^{まくら}を居る。次に、各死者の傍に依添^{よそひ}ひ、相共^{あひまみ}に、一揖^{いちいつ}して立ち、一人は、兩手^{りやうて}を差入れて、頭^{あたま}を持ち、右左より、二人して、兩手^{りやうて}を差入れ、肩^{かた}を持ち、一人は、兩足^{りやうそく}を持ち、右左より、二人して、兩手^{りやうて}を差入れて、腰^{こし}を持ち、相共^{あひまみ}に、等^{ひとし}く持揚げて、徐々^{じゆじゆ}に擗^なひて、褥の上^{じふの上}なる、新服^{しんぷく}の上に、仰向^{おほむか}きに臥^ふしむ。次に、女親族^{にょしんぞく}、依添^{よそひ}ひて、枕^{まくら}を卷せ、忌布^{いふ}以て、顔^{かほ}を覆^{おほ}ひ、禪^{ぜん}を附^つけ、變衣^{へんい}を脱去^{だつそ}り、襦衣^{じゆい}を着せ、小紐^{せうじゆ}を結^{むす}ひ、新服^{しんぷく}を着せ、帶^{おび}を結^{むす}ひ、襪^わを着^きく。次に、柩^{ぐわい}を擗^なひ、死公^{しこう}の左^{ひだり}の傍^{わき}に居^ゐる。(從是柩の邊に、湯桶拭布を置く。)次に、各一揖^{いちいつ}して立ち、四人して、褥^{じふ}の四隅^{しよこ}を持ち、又二人相對^{ふたりにあひまみ}

り、遷霊の日時を、早く齋主に知らせし。喪家は、定時より少早く出發して、喪家に近邊にて待居るべし。齋主、副齋主、相諾ひ、齋部等を率て、喪家に向ふ。喪家より出迎へて導す。葬掌、葬掌補、待迎へて、一室に誘ふ。齋主、副齋主、座に着く。葬掌、同補等、禮言申終る。先葬儀の概略を告げ、喪事長並に、葬儀總ての負擔人等の名簿を取出で、齋主、副齋主に示す。取見るつぎに、喪事長、喪事補を呼びて、應接しむ。齋主、副齋主、懇懃に應へず。つぎに、典儀に紹介して、万事相議らむ事を契しむ。次に、葬具製造長、送葬整列者を呼びて、應接しむ。齋主、副齋主、之を慰勞ふ。次に、重き親戚を招きて、應接しむ。齋主、副齋主、懇懃に慰む。次に、典儀は、喪事長に議りて、祭場御食所、祭具調所をさだめしむ。次に、典儀は、葬掌に、遷霊の祭具を出示しむ。次に、喪事長に告げて、御饌物を出さむ。次に、典儀は、装束師と、御饌師とに告げて、其事に就

しむ。齋部之を補助く。次に、典儀は、葬具を點驗る。葬掌は、葬具製造長と共に導す。典儀、委細に點驗て、若不足物有れば補はしむ。次に、典儀は、送葬の行列帳を見る。葬掌、整列者を呼びて、與に議りて、調製置ける。行列帳を取出で、見す。委細見て、若不足所有らば改正し、さて、副齋主に議る。副齋主、可と認めたらむには、齋主に議る。齋主、可と認めたらむには、本に復す。次に、豫て、調置かせし、諸の祝詞案を取出令めて、點驗む。若不足書有らば補はしむべし。

遷霊式

人死去れば、其靈屍を慕ひて、其邊に居り。埋葬の時は、櫃に附ひて、墓所に到り、其所に分靈を留め、夫より中天と稱ふる。富士の頂上に參登り、幽府の制の隨に大神等の神議に依りて、神の列に入り。天翔り、

國翔りて、子孫等が眞心以て教の任朝夕に仕奉らば、代々の靈と共に、往來ひて、夜守日守に、守幸へむ者ぞとは、教祖の在世中、懇切に、説教給ひし耳ならず、古文書にも見えて、最明瞭けし。然れば、新に人の死去りたる時には、葬事に先立ちて、遷靈式を修ふは、其靈を分ちて、家の靈舎に鎮置きて、朝夕に親仕へむ爲なり。畏有れども、吾現神と稱白す、天皇は、古聖王の制の任、宮城に賢所を設けて、八柱に配へて、御代々々の皇靈を鎮坐して、春秋時々の御祭仕給へり。穴尊きかも、穴尊きかも。然れば、其臣奴としては、己が家々代々の親等の櫃靈は更なり。天神地祇を祭らで有可しやは、敬はで有可しやは。さて、靈は何箇に分つとも、其元靈は減事無者にて、譬へば、燈を何所に分つとも、元光りの減事無きと、同理なりけり。是理りを能く

心得て、此式をば修可きなり。其は先典儀喪事長と議りて、時を定む。時至らば、御饌師、裝束師を招きて、事に就しむ。裝束師事を受けて、豫て定置ける祭場に、新薦を敷き、(是祭場は、寢室外と爲べし、但、所死ければ、寢室にても可し。)其奥方の正中に、靈床を設け、其上に、中案を居ゑ、其上に、豫て調置ける新靈舎を居ゑ、其前に、白和幣着たる松、或は眞榊を、右左に挿立て。次に、神托劍を小案に載せて、向ひて右に、鹽水を、小案に載せて、左に居ゑ、其間の正中に、靈代案を居う。(船代なる)其靈床の傍を、祓戸と定めて、高案を居ゑ、其上に、神籬を立て、其前に、中案を居ゑ、大幣を立置く。さて、殯室の柩の前に、中案二脚を置き、其傍に、幃幙一張を備置き、裝束終つる趣を、典儀に告ぐ。典儀は、具に見廻りて、殯室に護らひ居る親族を、此式の間、次の室へ退かしめ、又、御饌所に至りて、調へたりや否やを驗

諸整頓ひたらむには、其趣を齋主、副齋主に告げ、又喪事長に告ぐ。喪事長は喪主、喪婦に告ぐ。

一番太鼓を撃つ（又は、橋を撃つ。後も之に倣へ。）齋主、副齋主、齋部、共に齋屋に入る。次て樂人も入る。

二番太鼓を撃つ各裝束を了ふ。三番太鼓を撃つ齋主、副齋主以下、悉順序に祭場に進む。齋主立つ、典儀先に立ちて導し、祭場の口に至りて、左方に跪きて揖す。齋主立揖して、祭場に入りて、右の座に着く。副齋主立つ、贊者先に立ちて導し、祭場の口に至りて、右方に跪きて揖す。副齋主立揖して、祭場に入り、左の座に着く。典儀贊者、相共に立揖して、典儀は、齋主の次、贊者は、副齋主の次、の座に着く。齋部、順次に進み、法の如く揖して、右左に分れて座に着く。樂人進みて、立揖して、樂席に着く。次に、喪

事長は、喪主、喪婦を導きて、座に着まむ。親族も座に着く。各揖す。次に、被主、被所に進みて、被詞を奏す。各敬禮す。終りて、被主、元座に復る。被師進みて、法の如く大麻を取り、先、靈所、齋主、副齋主を始め、齋部、樂人、喪人に至迄、次々、被畢りて、大麻を丁に渡し、拜みて、元座に復る。次に、被主、神昇詞を告り（是、祭場、齋室外なる時は、拜後の靈所、終迄、神昇を行はす。又、被束物を撤げざる可し。）元座に復る。次に、裝束師、祝詞文を持出で、左の後取に傳ふ。後取、法の如く取りて、懷中にす。次に、齋主、低頭す。副齋主、二後取等、是を見て應へす。先後取、右左より立ち、竝進みて、一人は、神托、劔の案、一人は、鹽水の案を持捧げて、右左に分れて、後向に立つ。副齋主進みて、靈璽案を持捧げて同立つ。（船代なる時は、靈璽案を開きて、船代を持出で、案に載せ、持捧げて同立つ。又、齋室と、此祭場と、一室なる時は、從是次に記載す。式は、直に、船前に進みて、行事と心得べし。）齋主、殯室に向ひて進む。副齋主、靈璽（又は、船代）を持捧げて、其後に附く。後取も亦、其後に隨ふ。典儀最先

ちて、御饌案の中央に供へて拜む。又、次の御饌を、始の如く、手次上せて、獻饌長に傳ふ。獻饌長、又、始の如く、受捧げて、右方に供ふ。何臺にても、如斯右左に供終りて、元の如く、饌道に復りて、蹲踞る。樂人、樂を止む。手長各、面覆を去り、相共に拜みて、獻饌長より、順次に立ちて、元座に復る。次に、典儀齋主に、祝詞告賜へと白す。齋主、唯と應ふ。裝飾師、之を見て、祝詞文を持出で、後取に傳ふ。後取、受取りて、法の如く爲て、左手に持つ。齋主、見て、低頭す。後取、見て、應へず。齋主、進みて、祝詞座に着く。後取、左方の後に附きて、同進み、少し下りて居る。齋主、拜む。後取、祝詞文を手次ぐ。齋主、取りて、持乍ら拜み、頭を上げ、慎みて告る。告終りて、後取に授く。後取、元の如く、受納めて、元座に復る。齋主、拜み、法の如く退きて、元座に復る。次に、替者、副齋主に進給へと申す。副齋主、唯と應ふ。次に、副齋主、齋部等

に向ひて、低頭す。齋部等、共に應へず。副齋主、進みて座に着く。齋主も、居乍、靈璽の方に向く。齋部、順次に進みて、副齋主の後へに並びて、蹲踞る。副齋主、齋主を始め、皆共に拜みて、さて、參元の神言三回、天明の神言百回、十一明の御名一回を唱へ、終りて、又共に拜みて、末の方より、順次元座に復る。次に、裝束師、水と松の小枝二枝とを、右左に載たる、小案を持捧げて、靈璽の前に居る。楯して去る。次に、典儀、齋主に、手向給へと申す。齋主、唯と應ふ。齋主、低頭す。副齋主、齋部、皆低頭て應へず。齋主、水の前に進む。副齋主、其傍に進む。齋部、皆進みて、其後へに竝ぶ。皆共に拜む。齋主、水を手向く。終て、又共に拜み、末の方より、順次元座に復る。次に、替者、喪主、喪婦に向ひて、進給へと申す。喪主、喪婦、應へず。替者、導きて座に着去む。喪主、喪婦、拜み、水を手向け、又拜みて、元座に復る。親族は、二人宛、手向

終る。次に、装束師、手向の小案を撤ぐ次に、獻饌長、手長等、獻饌時の如く、饌道に蹲踞る。樂人樂を奏つ。次に、獻饌長進拜みて、最後に獻へし饌を撤げて、手長に傳ふ。總て獻饌去時の反對なり。撤終れば、獻饌長、手長等、皆饌道に蹲踞る。樂人樂を闕む。手長等、各末廣を取り拜みて、獻饌長より、順次退きて、元座に復り、皆低退き、齋主より、順次退出づ。齋者は室の戸を閉して退出づ。

終祭式

典儀は、喪事長と議りて、祭場を定め、裝飾師に、裝飾ひせしむ。又、喪事長は、喪人を率て、殯室に入り、柩を荷ひ來。(殯室にて、直に行時は、之に及ばず。從は、後に行し、心を用ひて見るべし。)是より先、裝飾師は、豫きに、祭場の、奥方の正中に、新薦を布き、髡子を据置くべし。其上に、柩を下据り。(但、柩の時は、頭を向ひて、右に向くべし。)其前に、御饌案を

据り。御饌の多きと、少きとに依りて、二脚、三脚、四脚も据りべし。其上の、右左に、松、或は、櫛に、木綿垂でたるを指立て、其前に、少し開かせて、右に太刀、鉾、左に、弓、矢、又、銃炮を、掛臺に掛けて、右左に立て。(女は、薙刀、耳を、櫛に掛けて、中央に供ふ。)其前に、造花、又は、生花を、立竝ぶ。次に、葬掌は、送葬の、整列者を率て、玄關前の、裝飾ひに就く。先、辛櫃を、玄關に据ゑ、又、玄關前に、枕を立て、右左に、大松、或は、大櫛を立て、右に、導旗、左に、系旗を立て、次々に、小旗を列並立つべし。此間に、御饌師は、御饌物を、最も懇に、最も清らに、調理ふべし。次に、典儀、齋者、相共に、内外見巡り、御饌所に到り、詳に驗て、万欠事無く、整頓ひたらむには、其趣を、齋主、副齋主に告ぐべし。(註に、喪人に、喪人さ言へるは、喪有之になら)一番太鼓を撃つ。齋主、副齋主より以下、齋部、樂人に至迄、裝束す。

誅人等、同拜む。其余は、前條の如く爲て、各元座に復る。

次に、典儀齋主に、祝詞告賜へと申す。齋主唯と應ふ。裝飾師之を見て、玉串案に、玉串筒三本を載せ、御饌案の前に据ゑ、太玉串を持出で、右の後取に傳へ、又祝詞文を持出で、左の後取に傳ふ。後取各受取持つ。齋主見て、低頭く。後取應へず。齋主進みて、祝詞座に着く。二後取同並進み、少し退りて居る。齋主拜む。右の後取、太玉串を手次ぐ。齋主取り、法の如く爲て、進みて之を獻へ、少し退きて拜む。左の後取、祝詞文を手次ぐ。齋主受取りて、持乍拜み、頭を上げて、慎みて告る。此の間、各取告終りて、後取に授く。後取、元の如く收持つ。齋主、又拜み、膝退き、立退きて、元座に復る。後取も、同退きて、座に復る。次に、典儀副齋主に進給へと申す。副齋主、唯と應ふ。裝飾師之を見て、教規の祝詞と、玉串とを持出で、前の如く、二

後取に傳ふ。後取受く、副齋主見て、低頭く。後取を始め、齋部皆低頭く。副齋主進みて、座に着く。後取後方に附きて、同進み、少し退りて居る。齋主、居乍、柩方に向く。齋部皆進みて、後取の後方に居並ぶ。副齋主拜む。齋主を始め、皆拜む。次に、後取玉串を手次より、副齋主、祝詞告終迄、齋主の時の如し。故略く。次に、參元の御文三回、天明の神言百回、十一明の御名一回を唱ふ。齋主、齋部を始め、親族も、共に唱ふ可し。終りて、共に拜み、最末より、順次元座に歸る。副齋主、膝退き、立退き爲て、元座に復る。次に、一人の裝飾師は、玉串を持出で、喪主、喪婦、喪人に分つ。一人の裝飾師は、玉串案に、玉串挿を載せ、持出で、据う。次に、賛者、喪主、喪婦に進給へと申す。喪主、喪婦應へず。賛者、導爲て、先、喪主を進ましむ。喪主は、玉串を持乍進み、拜みて、玉串を捧奉り、齋主、副齋主の捧げたる玉串は、一箇の筒有り、之に挿又拜退きて、元座に復

る。次に、喪婦を進まず。喪婦は、玉串を前の大なる筒に挿す。餘は、喪主の如く爲て、元座に復る。喪人等、皆之に倣ふ。次に、裝飾師、玉串案を撤げて、手向水を持出づ。齋主進みて、手向く。副齋主、齋部、皆共に拜む。次に、喪主、喪婦進みて、手向く。喪人皆共に拜む。裝飾師、手向けの水を撤ぐ。樂人樂を奏づ。次に、献饌長始め、手長等、御饌を撤ぐる事、遷靈祭の如し。然れど、御酒は、撤來りて、齋主の前に置くべし。而して、献饌長より順次、法の如く座に復る。樂人樂を闋む。次に、二裝飾師、同揖爲て、一人は盃、一人は饗を持ち、齋主、副齋主、齋部、喪人に至迄、順次に、御酒を戴かしむ。終りて、御饌師に渡す。次に、齋主已下、皆拜みて退る。

此條と、上條の祭式とは、互に讓合せて記せり。其心を得て照合せて見る可し。

凡、祭式には、立居、步行、進退、揖、拜、敬禮、低頭、又、板行、板受、手次、受取、物の持方に至迄に、毎事に定法有也。上の條々に時々法の如く法の隨杯書せるもの、即是也。是等の事、詳細に記さま欲有れど、甚煩はしく、中々に難ければ、總て習禮に讓りて、是處には畧けり。

發裝束

齋主、副齋主を始め、各發裝束す。但、齋部の中、二人を板師、馬乗物杯有らむには、贅者使て、備人丁などに、豫て、注意爲可く示さ令む。又、喪主、喪婦喪人同裝束す。又、整列者は、葬丁を集へて、時の至るを待可し。柩臺、輿車ならで、大輿ならむには、贅者は、葬掌、同補等に、豫て、製置かせし大輿を出さしむ。裝飾師、喪人と共に、祭場に擔入れて、柩の傍に置き、揖爲て、柩を揚げて、大輿に載せ、屋根を覆ひ、端出繩を張り、四隅に、松の

小枝を結附けて、裝飾終る。典儀は、之を齋主、副齋主に告ぐ。是より先、
柩を大輦に載する時、神托劔は喪主に、鱒の乾魚載せたる小案は喪
婦に、渡置可し。是は奥津城迄捧持ちて、送物なればなり。

一番 太鼓を撃つ。齋主、副齋主、齋部進みて、右左に居並ぶ。此時、御饌師、
裝飾師も、共に進みて座に着く。次に、喪主、喪婦、喪人等、順序に進みて、座
に着く。又、整列者は、葬丁に、列序に隨ひて、裝飾物を持せて、門外に列立
たす。次に、裝飾師、太鼓を持出づ。整列者、受取りて、丁に持たす。次に、樂人
出づ。整列者、導して列に着令む。

二番 太鼓を撃つ。賛者は、副齋主に進給へと申す。副齋主、唯と應へ、則先
従の齋部と共に、柩に對ひ拜み立ちて、玄關に出づ。整列者、導爲て列に
着令む。次に、先従の喪人、同立ちて、玄關に出づ。整列者、又對爲て列に着

令む。次に、裝飾師、御饌師共に、柩方の裝飾物を撤げて、順序に持出づ。整
列者は、其品々を受取りて、行列帳の儘に配り、又裝飾師、御饌師を導し
て、列に就令む。次に、整列者、柩丁を率て、玄關に到りて待つ。是時、一丁に
草履を持たせ、玄關にて、齋部、喪人、樂人に穿令む。

三番 太鼓を撃つ。樂人樂を奏づ。次に、整列者は、三鼓を撃令め、先従より
始めて、順次、三足宛進令む。次に、典儀、柩揚賜へと申す。喪人、揖して、柩の
前後に立從ひて、柔に柩を揚ぐ。次に、曲儀は、喪主、喪婦に進給へと申す。
喪主、喪婦、揖爲て立つ。整列者、導爲て、柩前の列に就令む。又、典儀は、齋主
に進給へと申す。齋主、齋部、揖爲て立ち、柩後に從ふ。典儀、賛者、又其後に
從ふ。喪人、柩を擔ひて、玄關に出す。整列者は、丁使て、輦車に載令む。
次に、齋主、齋部、及典儀、賛者は、整列者に、導爲令めて、列に就く。

次に喪人出づ。整列者は左に男喪人、右に女喪人と、二列に立並め、（若し道
路に二行に爲る時は、男
を前に、女を後と爲可し）喪事長、同補を後衛とす。次に整列者は、三鼓を撃ち
て進ませて列を整理命むべし。整ひたれば、平鼓を撃ちて進令可し。整
列者は、右左に三人、或は四人、五人宛、隨行ひて、列を亂さず、徐々に進令
可し。

着裝飾

葬掌、同補等は、丁に高案、小案杯を始め種々の物を持たせて、行列に
先達ち、假喪家に到りて、豫に裝飾爲て待つ。先喪家の奥方の正中に、
柩を居る場を定め、其左方に、墓標杭を立て、生花、造花、或は、小松、小
櫛、太刀、鉾、弓、矢、鏃、炮、女は、薙刀、其外種々の裝飾物を、裝飾可き設を爲
又表の門の右に導旗、及大松、或は、大櫛杭を立て、左にも、大松、或は、大

櫛、及系旗杭を立て、四の門毎に、小旗杭等を立て、待つ可し。

さて、行列の漸々に近づき、導旗、系旗杯、風に翻見え、又笛鼓の聲、鬚聞
ゆるを待ちて、門外に待迎ふ。愈近づかば、整列者は、先に來り、右左に在
りて、先追より始めて、右左へ少開きて、裝飾物を持ちし儼列の順次を
亂さず、列立令む。（先列の馬に騎りたる者、是處にて下る。）次に、副齋主、齋部を始め、先従の喪人
及喪主、喪婦着く。整列者導きて、喪家の内の左に並立令む。各立乍敬禮
む。次に、柩着く。（車副者、此處にて、柩を車より下して、）丁発子を正中に置き、其上
に柔に下居り。次に、丁を退らしむ。次に、齋主、齋部着く。（後列の乗物に乗りたる
者、此處にて下る）典儀に、導爲令めて、右に並立ちて敬禮む。後衛の喪人着く。賛者、導爲
て、右左に並立令む。各敬禮む。次に、從僕等、胡床を並居り、各胡床に着く。
次に、裝飾師、御饌師は、喪主、喪婦の捧持來し二品を受取る。次に、喪人立

ちて、柩の前後に従ひ、揖して柩を揚ぐ。裝飾師即て、凳子を輿方の正中に居る。若し、柩の時、は、頭を、向ひて、右に、足の、方を、左に、爲すべし。喪人之に柩を下居る。次に、裝飾師、墓標を始めて、種々の裝飾物を受取りて、柩方へ、法の如く取裝飾ふ。此間に、葬掌同補は、整列者と共に、丁を率て、門外の裝飾を爲す。次に、典儀、替者は、齋主副齋主に退ぞき、賜へと申す。齋主、副齋主、唯と稱へ、齋部の中、二人残置きて、後守護せ、柩に對ひて、立揖爲て、退出づ。典儀、導爲て、假屋に入令む。齋部、樂人等も、同爲て退出で、後に隨ひて、假屋に入り、暫時休憩ふ。次に、替者は、喪主、喪婦に、退ぞき、賜へと申す。喪主、喪婦、應へし、喪人二人を、後の守護と爲て、残置き、共に揖爲て退出づ。喪事長、同補之を、異假屋に導く。各暫時休憩ふ。次に、整列者列を解きて、丁等を、集所に入れて、休息はしむ。

葬祭式

一番太鼓を撃つ。裝飾師、假喪屋に入りて、裝飾をす。御饌師は、調饌所に入りて、調理ふ。典儀、替者、點驗て、万事調ひたらむには、其趣を、齋主副齋主に告ぐ。

二番太鼓を撃つ。齋主を始め、樂人に至迄、順次進んで、座に着く。次に、喪主、喪婦、喪人等、進みて、座に着く。齋主を始め、悉揖爲。次に、獻饌長、手長等、順次饌道に進む。次に、樂人樂を奏づ。次に、調饌師、御饌を持捧げて、手長に傳ふるを始め、獻終りて、元座にかへり、樂人が樂を圍むる迄、前の祭の時の如し。次に、典儀、齋主に、進賜へと申す。裝飾師、玉串案に、玉串筒、三本を載せ、御齋案の前に供へ、又、玉串と、祝詞とを持出で、右左の後取に傳ふ。齋主進みて、祝詞座に着く。二後取進みて、其後へに付き、玉串を

手次ぐ齋主持捧げて獻へ少し退きて拜む次に祝詞文を手次ぐ齋主
取りて、輕拜み、祝詞を告る。終りて、後取に授く。此間各敬禮む。齋主拜終
りて、元座に復る。後取同退きて、元座に復る。次に替者副齋主に進賜へ
と申す。裝飾師玉串を、左の後取に傳ふ。副齋主進む。後取同進みて、其左
の後へに附く。齋主居乍、柩方に向く。齋部同進みて、後取の後へに居並
ぶ。後取玉串を手次ぐ。副齋主捧ぐ。二齋主始め、齋部共に、五五の神言七
回、天明の神言百回、十一明の御名一回を唱ふ。終りて、相共に拜みて、順
次元座に復る。齋主も亦向復ふ。次に替者喪主に進給へと申す。喪主進
みて、玉串を捧げ、拜みて、元座に復る。次に裝飾師又一玉串案に、小玉串
指を載せ、持出で、居り。喪婦喪人各進みて、玉串を捧げ、拜みて、元座に
復る。次に朋友杯にて、誄はるゝ人は、豫て替者に、誄辭申欲趣を告置く

可し。替者は順序に玉串を渡し、誄辭申給へと告可し。告を受けたる人
は、法の如く、玉串を捧げ、拜みて、三足許退きて、少し左に向き、最爽に、最
懇に告可し。告終りて、法の如く拜みて、元座に復る。何人にも、皆如斯
し。次に裝飾師玉串を撤ぐ。次に獻饌長手長等次に饌道に進む。樂人
樂を奏づ。次に饌を撤げて、饌所に收む。最後に、鱈の乾魚を撤來りて、喪
婦に渡し、手長等次々、饌道に復る。樂人樂を止む。次に手長等元座に復
る。次に齋主齋部若干は、共に拜みて、退出で、典儀に、先導爲させて、假舎
に入りて、休らふ。次に裝束師裝飾物を撤ぐ。最後に、劔を撤來りて、喪主
に渡す。次に替者喪人に、柩奉給へと告ぐ。喪人應へし、各敬禮して、柩を
擧げ、持荷出づ。整列者は、丁して（大輿に載せ、其儀）擔爲す。裝飾師、髡子を持
出で、丁に持たす。次に副齋主齋部若干並に、喪主喪婦喪人等、柩の前

後に隨從ひ、徐々に墓所に向ふ。

埋葬式

齋部、喪人、柩を守護り進みて、愈墓所に至れば、葬穴より五尺餘退りたる處に、凳子を置き、輦車、或は大輿より下じて、其上に据ゑ、各敬禮す。次に豫て設置ける、四筋の繩を、少し長目なる、井桁形に、縦横に、二筋宛並べて、其行合毎に、二筋を、一筋に結びて、開かせ置く。次に、喪人寄添ひて、引延へたる繩の、井桁形なる上に据う。次に、前後、左右に二人宛、八人立、竝びて、相共に一揖して、繩端を固握り、等しく力を入れて、平かに擡げ、穴上に臨ませ、表を南に向けて、(風柄なれば、頭を南方に向くべし。)靜に正く、下居ゑて、繩端を斷つべし。(此埋式は、時に依り、丁を懸に、灰を入、鉢以て、漸築固む。)次に、其空間々々に炭の粉、或は石

石、或は銅を、其上に居置く。次に、土を一尺許掛けて、導旗、系旗、杖、刀等、小道具を埋め、又土を高く盛りて、塚を築く。次に、喪主の劔を、塚の正上に、南を向けて立つ。次に、墓覆を立つ。(是は、墳より長に立つるを、上とし、短に立つる時は、之にて、次に、表の方、塚根に、巾八寸四方許、深八寸許の、穴を掘り、喪婦の捧來りし、繆の乾魚を埋め、其上に、松葉三束の燎を上げ、副齋主、齋部、喪人、天明の神言三十回、十一名の御名一回を唱ふ。終りて、共に拜みて、基處を退去る。如斯て、副齋主は、齋部を率て、賛者に、先導爲させて、假屋に至り、齋主に、式終つる趣を告ぐ。齋主應へし、相共に立楫して、典儀賛者を、先導として、列を亂さず、喪屋に歸向ふ。喪主、喪婦、喪人は、喪事長に、導令させて、歸向ふ。)

此埋葬式は、葬式の結局なれば、殊更に注意けて、懇に仕奉るべし。

迄如何に重に爲と雖、是處に至りて、疎に爲ば、皆水沫と屬りぬべし。然るに、世の習慣とこそ言へ、龍頭蛇尾の類多かるは、最も慨事になむ。憐世人々、努疎にな爲給ひそ。

新墓所の裝飾

親族兄弟の中、二三人は、葬具製造長と墓所に残りて、丁を指揮きて、墓所の裝飾を整理ふべし。其は先墓標を表を向けて塚後に立て、次に塚の左右少離して、左に熊手、右に箒を筒に指して立つべし。次に、塚前に、高案を据ゑ、其上に、大木碗を置き、清水を湛へ、傍に、小松枝を添置く。其前三尺餘隔て、少開せて、松、或は、榊二本を、左右に植う。若根堀に非る時は、筒に指して、備置くべし。外種々の松、或は、榊造花等も、皆之に倣へ。次に、正面に門を開け、垣を結廻し、門に扉を附け、常は閉置くべし。又門内

に、鳥居を建つるもよし。外は圖の如く爲べし。裝飾終れば、各水を手向け、懇懃に敬禮して、退去べし。

葬後の祓事

發葬祭終り、出棺後に、祓師二人残りて、家内を祓清む。是は喪家中の忌無人、二人三人を招きて、事を補助けしむ。先竈を始め、家内に在りど有る、火を消し、新鎖れる、清火に改めしむ。(是は世の習慣の任記しつれど、爲次)次に、箒掃に以て、室毎を掃清むべし。次に、前に齋祭りし、靈屋の室の戸を開く、適宜場に祓戸を設け、(是は前に詳記し置)大幣、小幣、水、盥を備置く。次に、祓師進みて、祓詞を告る。次に、大幣以て祓ひ、鹽水以て其室を清む。次に、補助者の一人に小幣、一人に盥を與へて、奥方、又は、炊事場の邊、祓師の至難所を、盥を散き、幣以て、祓清めしむ。次に、残る一人の補助者に、導

せさせて室毎々々、洩事無く、被清む。是れ如新に爲さるる也次に、玄關に至り同被清め、其正中に被案を据令め、大幣を立て、盥と水とを載置く。次に門外に水と盥とを設備へ、二人を附置きて、喪人の歸來るを待つ。齋部、喪人歸來らば、先門外にて順序に荒清令むべし。一人は松葉、或は榊葉、笹にて水を振掛けて身禊せ、一人は盥を振掛けて清まはらしむ。次に齋部、喪人玄關に至らば、被師、大幣と盥と水とを以て、被清めて、奥に入らしむ。被終りて、被師は被具を持去り、丁に渡して、海川に流さしむ。又時に依りては、門の被ひは、口滌ぎ、手洗而已にて可し。

葬後の靈祭式

一番太鼓を打つ、裝飾師、裝飾を整理ふ、典儀、見めぐりて、万整頓ひたらむには、其趣を齋主、副齋主に告ぐ。此時、齋者、樂人を率て、樂席に就令む。

二番太鼓を打つ、樂人樂を奏づ。齋部、順序祭場に進む、親族も進む。次に、各一楫す。次に、樂人樂を闋む。次に、被師、被式を執行。次に、樂人奏樂。次に、手長饌を供ふ。次に、樂人樂を闋む。次に、齋主、祝詞を告る。次に、副齋主進む。齋部、皆後に從ひて進む。齋主も亦、居乍靈舎の方に向ふ。親族も共に向ふ。副齋主始め、皆共に、參元の御文、神歌の御文、御酒の御文、各三回宛、天明の神言百回、十一明の御名一回を唱へ、皆拜みて、元座に復る。次に、裝飾師、水に松の小枝を添へたる、小案を持出で、備ふ。先齋主、手向け、て、元座に復る。次に、副齋主始め、齋部共に進む。副齋主、水を手向け、齋部と共に拜みて、各元座に復る。次に、親族、順序加斯爲て、元座に復る。次に、樂人奏樂。次に、手長等、饌を撤ぐ。次に、各相共に一楫爲て、齋主より、順次退出づ。樂人樂をやめ退出づ。

一個、平盆 一個、小松枝 二枝、神托劍 一本、割箸 二膳、松葉 三束、

斂具

棺（座棺を可とする。然れど喪家の望に依りては臥棺も妨げ無し。） 棺覆 忌湯桶 拭布 禪服 帶
足袋 禮服 松農冠 水心守 身守 上靈心 扇 草履 填綿（或は茶葉杯も妨無し。） 釘 鐵鎚 紙 白布

祭具

松或は榊 六枝、三尺許なるに幣附けたる（幣を置く妨無し。） 太玉串 三本、大幣 二本、小玉串、喪人の員數に隨ふ。高杯或は小案、三方、御饌の數に隨ふ。甕 二口、盃 三口、葉盆 二口、大小 水盃 一口、燈臺 二基、松葉 三束、割箸 三膳、新薦 十枚、草履、齋員

樂人喪人の數に隨ふ。

送葬の裝飾具

大傘 一臺、小松枝 四本、箒 一本、熊手 一本、大松或は大榊 二本、根堀ならざるもよし。導旗 一旒、系旗 一旒、色旗 五旒、辛櫃 一合、造花 二本、墓覆竹 二本（但旗竿を用ふるもよし。）、墓標 一本、

供物

御酒 三升、三合、三勺、又は、三合、三勺、三才、御饌 洗米、堅鹽、菜、青菜、芋、茄子、慈姑、蓮、人參、午莠、大根、姜、鯛、鯉、鱒、乾魚（六枚）、鰯、鯖、滑海藻、稚海藻、鹿尾菜、海苔、梅、桃、柿、栗、壺盧、梨子、瓜、水の類、七臺、五臺、三臺、時に隨ひて定むべし（如何に早くも、干魚六枚は早くべからず。此は、教祖の深理有りて、定置かせし、誤なればなり。）

以上諸品の製方及用方は上等の條々と圖書とを見て知るべし。時に依りては畧かるゝ限り、略くも妨無しと雖、教祖の殊別けて定置かれし者は、略くべからず。次に記載す、松靈祭も同。

靈祭儀式

大意

人死去りたらば、四十有九日迄は七日、七日に靈祭仕ふべし。(野上)
等運靈式の中に、言置きたれば、見て知べし。さて、殯の日長くして、其中又は埋葬の日既七日とならば、二七日の日を初七日と爲て仕ふべし。若、遠方にて死去りたる歟、又は故障る理由有て、延ひたるものは、埋葬日を、起算日と定めて、順次仕ふべし。又中下等にて、其日々に、齋員を頼み兼ぬとも、七七日には、必依頼みて、懇勲に仕ふべし。

初七日の祭式

齋部一人二人、豫く、喪家に就きて、裝飾爲べし。其は先、長十山の劔を製り、圖の如く書し、次に、御酒、御饌を調理へ、次に、靈舎の前に、高案を居る、

松、或は榊に、白木綿掛けたるを、左右に立て、中案に、大幣を立て、其前に居る、長十山を、靈舎の傍に立て、左右に燈を點げ、時の至るを待つ。齋主、齋部を率て到り、(齋員の数は、喪の望みに任ず。)暫時憩ふ。
一番太鼓を打つ。齋主、始め、齋部、樂人、親族、裝飾をす。次に、賛者は、樂人を樂席に着令む。

二番太鼓を打つ。樂人奏樂。齋主、始め、親族、皆祭場に進む。齋主及齋部は向ての、右座親族は左座に着く。各一揖す。樂人、闌樂、祓主、進みて、祓詞を告る。祓師、大麻行事、樂人奏樂。手長等、御饌を供ふ。樂人、闌樂、裝飾師、玉串案に、筒三本を載せ、御饌の前に置く。齋主、玉串を捧げ、祝詞を告る。副齋主、進む。齋部、皆の後に從て進む。齋主も居乍上に向く。副齋主、玉串を供ふ。皆共に拜みて、神歌の御文三回、御酒の御文三回、天明の神言百回、十

一明の御名一回を唱へ、又共に拜みて、末席より順次、元座に復る。次に喪主、玉串を供へ、拜みて退る。次に、裝飾師、水に、松の小枝二枝を添へたる小案を供ふ。齋主、手向く。次に、副齋主、及齋部、進む。副齋主、手向く。齋部共に拜む。次に、喪主、喪婦、手向く。次に、親族二人、宛進みて、毛向く。何人にも、如斯すべし。次に、樂人奏樂。次に、手長、御饌を撤ぐ。各揖爲て、齋主より順次、退出て、暫時憩ふ。

同奥城祭式

裝飾師、御饌師は、奥城祭の祭具、及御酒、御饌を、辛櫃に納れ、丁に擔令めて、前に出立ちて、假喪屋に入る。(中等下等にて、假喪屋の設け無時は、櫛側にて、假喪屋の設け、先塚前に、新薦を敷く。次に、御饌の敷を計りて、高案を据ゑ、其側に、劍を立掛け、御饌を取出て、整へ置きて待つ。さて、齋主、齋部、親族、

近（近ければ、奥城邊の家にて、裝束を爲るもよし。）皆馬車又は徒歩にて、奥城に着く。一番太鼓を打つ。齋主齋部を始め、親族皆裝束す。二番太鼓を打つ。齋主始め、皆祭場に進む。共に一揖す。手長等御饌を手次供ふ。裝飾師、玉串案に筒三本を載せ、御饌案の前に居り、齋主、玉串を捧げ、祝詞を告る。次に、副齋主、齋部、進む。齋主居乍上に向く。副齋主、玉串を捧げ、神歌の御文を唱ふるより、手長等御饌を撒ぐる迄、喪家の祭の如し。さて、御饌を撒終りし後、劍を下げて、喪主に渡す。喪主は、受退きて、前の劍の後に立て、（此の日の）元座（元座に復る。皆一揖爲て、齋主より順次退出で、元裝束爲し所に復り、裝束を脱きて、喪家に歸る。）裝飾師は、殘居て、裝飾物を下げ、丁に擔しめて、喪家に歸る。

此后四十有九日迄は、七日毎に御祭仕ふべし。其式は前條くの如し。

し。但し妻、死去りたる時は、三七日祭の時、夫の髮若干を斬り、男、蝶折の紙に包み、小案に載せて、御饌案の下に供置き、奥城祭に出立時、夫自か、又は、喪主、喪婦持參るべし。（時に依り、丁に持る可し。）奥城祭の時も、前（前）の如く置き、御祭終へて、最終りに、下來りて、持來し人に渡置き、塚前に、丁（丁）を使って、前に埋置ける。鏝（鏝）の後に、穴を堀しめ、持來人、自根を東向きに埋め、各一揖して退去るべし。また、五七日祭には、死者、男女の別無く、割箸三膳を、一膳毎に、中央より上に、紙を巻き、紙縷にて結び、小案に載せ、御饌の中に加へ、御祭終りて、喪主、喪婦の内、自塚の前の方、半に挿置くべし。又、七七日祭には、御饌として、圖の如く、日知餅、三十有三枚を製り、二斷り、六十有六枚と爲し、其頭の尖りたる處、一寸を斷れば、福慈山の形と爲る。是を、六枚宛、親族に贈

るべし。(此は教祖の幽霊を祀りて定置かれたるなり。)親族多くして、數の不足時は増製るも妨無。又、此餅を製時に用ひし、取粉を集めて、三個の團子と爲之に、斷落したる、尖餅を加へて、御饌とし供へ、祭終へて、教徒に分配つべし。又、奥城祭の中に、少違所有り、其は、齋主祝詞告終りて、座に復れば、裝飾師は、五七日に、立置きたる、割箸を、抜取來て、箆器に、火一箇を入れ、右の割箸と、松葉三束と、附木とを載せたる小案を、持出で居り、齋主進む、齋部親族悉向換ふ、齋主箆器に、箸二本を、十文字形とし、(一膳は火)其上に松葉を載せ、附木にて焼く。他神言を唱ふるより、終迄、前の祭の如し。

百日祭式

是は、新靈を代々の松靈と、合祭式なれば、殊別けて、懇慫に仕ふべし。其

は先齋主、其家の報恩録を取出で、新靈璽に記せる如く、書寫して、靈舎に納め、扉を開置くべし。而て、新靈璽は、小案に載せて、側に据居き、家の祭終へて、奥城に出立時、喪人持參て、新塚上に納むべし。若、靈璽を、外の物と爲し時は、代々の靈舎に納むるか、又は、竝祭るも妨無し。さて此祭も、上と同けれど、御饌物に、定則有り。其は、餅を製り、三重ねとし、其取粉を集め、團子三個を製り、圖書の如く、餅上に載せて供ふべし。他は、前の條くの如し。然、合祭仕へたらむには、喪人の中、(喪人若、障事有らば、親族又は、齋部の中に、相むも妨無し。)報恩録を持參て、分教會所より、順序を経て、本院に松靈祭を申請づべし。(若、障りて、齋兼ぬる者は、報恩録に記せる、新靈の姓名、生、出、年月日、及、死去、年月日、年齢等を、詳細、書翰に記めて、申請づべし。)此心得方は、報恩録の理由書に、詳記有れば、視て知るべし。

一年祭式

此も亦上百日祭に同劔は圖の如し。御饌物にも殊別きての定無し。故、御饌物の條を見て、調理ふべし。後三年五年十年五十年百年祭共以上の條くの如し。時に随ひ、懇に仕奉るべし。

さて茲に列擧たる祭日のみならず、子孫たる者、年内吉日を定置き、遠祖代々の松靈を祭るべし。其理由は、處々に論置きたれば、疎に勿仕へそ。

神祭に改むる式

齋家の心得

従來の葬儀式、外國風たらば、吾大御國の尊き美道の神式に改祭るべし。其は先本院か、又は分教會所かより、報恩録と、百身生とを申請け、日

時を定めて、齋部と頼むべき、教師に頼入るべし。但齋部の員數は、齋家の心に任す。

齋主依頼に應へて齋部を遣す

齋主依頼に應へたらむには、諸事に熟練たる齋部三人を、二人は裝飾師、一人は御饌師と定め、一二日前に遣して、事物を整理置令むべし。但下等は、此限りに非ず。

裝飾師御饌師齋家に入る

裝飾師、御饌師、齋家に到着ば、先主人、或は親族の中、又は家の執事に面會て、祭式の概略を協議り、職工若干、仕丁若干、丁若干を定め、圖の如く、祭具を製造らせ、各は御饌と、裝飾物とを整ふべし。

祭具

靈舍

一箇報恩録の大さに依る。但家の希望にて、大く爲も妨無し。

靈床

一脚、靈舍を載する臺なり。

高机

四脚、御饌を供ふる机なり。故、御饌多ければ、随ひて多くすべし。

中案

三脚、一脚は、大幣を載せ、二脚は、玉串を載するなり。

小案

五脚、手向水、又は、小祭具を載するなり。

高杯

是は、御饌を載する臺なり。故、御饌の數に依る。

墓標

一本、松の白木にて造る。巾は、三寸四方より、一尺四方迄とし、

丈は、六尺より、一丈迄とす。下等の時は、松板以て、一年祭りの劔と、同くするも妨無し。

燈臺

二基、松の白木にて造る。

燈皿

二口

囊

二口、御酒を入る。

盃

二口、大水盃、一口、手向けに用ふ。

平盃

二口、生魚等を盛る。

水碗

一口、水を入る。

葉盆

二口、洗米、堅鹽を盛る。

大幣

一本、松、或は、榊と竹とを合て串とし、麻と、木綿とを掛たる。

神籬

一本、松、或は、榊の三尺許なるに、麻と、木綿垂たる。是は、祓戸に用ふ。

松

四本、或は、榊の二尺許なるに、四垂の木綿垂たる。是は、靈床と、

奥城とに、二本宛供ふ。

神籬臺

一箇是は、被戸の神籬を立つるなり。

竹筒

八本木にて、十文字形の足を附たる。此中、八寸許なる一本大幣を立つる料なり。他七寸許七本は、木綿垂たる松、又は、太玉串杯、指す料なり。

根堀松

二本、或は、榊の一丈許なるに、五色絹を掛けたる。是は、奥城に植る料なり。

太玉串

三本松、或は、榊の二尺許なるに、四垂の白幣掛たる。是は、齋主副齋主、主人の供ふる料なり。

小玉串

右と同木にて、一尺半なるに、二垂の白幣掛たる。親族の數に隨ふ。

小玉串指

一口、小玉串を指す料なり。

小松枝

四本、五寸許なるを、元の方、白紙にて巻きたる。手向の時用ふ。

端出繩

三十尋許、白幣附けたる。

新薦

廿枚許。

齋竹

十本、葉附の儘、

藁草履

齋部の負敷に隨ふ。

奥城の裝飾

裝飾師は豫に、職工に命令て、奥城の裝飾物を製造しめ、整ひたらむには、一所に集めしむ。先、墓標は、法の如く書し、白布にて巻く。次に新薦、高机、小案、松根堀松、齋竹、端出繩、水手桶(若竹、又、其品、)、熊手(掃、除、に、用、)、鋤、鉞、其他、臨時みて、入用器具を調達へ、丁に持たせて、奥城に着く。先、竹虎、又は、垣を造らせ、塵芥を拂はず。次に廣場を撰み、穴を堀らせ、南向きに墓

標を立て、其表の根に、百身生の南文字を見して埋むべし。次に其前に新薦を敷き、高机を居ゑ、左右の端に幣附たる松を立つ。次に、清水を供置く。洩無く裝飾終らば、丁に守らしめて、齋家に歸る。

祭場の装飾

装飾師は、奥城より歸りて、祭具を檢、万整頓たらむには、一室に集めしむ。次に、祭場に、端出繩を曳き、奥方の正中に、新薦を敷き、靈床を置き、靈舎を載す。其左右の端に、幣掛けたる松、或は、榊を立て、其前に高机を居る。其側を（左右共、時々場々に依りて定むべし。）祓戸と定めて、高机を据ゑ、神籬を立て、前に中案を居ゑ、大幣を立置く。次に、靈床の前に、燈明を點け、時の花杯を供ふ。

御饌の調理

御饌師は、或一室を、御饌所と定め、仕丁、或丁をして、御饌物、及同器具を

集めしむ。（御饌の品々には、上等供物の條を見ても、先饗に御酒を盛り、盃を添へて、一臺とし、葉盆二口に、洗米と堅塩とを盛りて、一臺とし、水碗に、水を盛りて、一臺とし、桑も、一臺とす。次は、擇合せて、高杯の數程、調整ふべし。次に、装飾師に臺數を告げて、何列に供ふるかを問ふべし。装飾師は、祭場の廣狹に依りて、列數を答ふべし。御饌師は、其列の如く、一列に、何臺と割當て、始献列を前とし、終献列を後とし、祭場に、供へたる狀とは、反對に列置くべし。然、整ひたらむには、列數と臺數とを記して、献饌長に渡すべし。献饌長は、手長の數を定むべし。數は、御饌師をも加へて、奇數と爲すべし。然、足りたらむには、各面覆を製置くべし。

齋主齋家に入る

齋主齋部を率て、定時より前に、齋家に向ふ。齋家は、出迎へて、一室に誘

ふ。裝飾師、御饌師、禮語申す齋主は、副齋主以下職員を、裝飾師、御饌師に
應接しむ。次に、裝飾師は、主人又は親族成は、執事を招きて、齋主始、齋部
に紹介せむ。次に、裝飾師、御饌師は、典儀と、齋者と共に、祭事の概略を告げ、
祭具の調書を見す。典儀、齋者、可と認めたらむには、副齋主に見す。副齋
主、可と認めたらむには、齋主に見す。齋主、可と認めたらむには、典儀に
復す。典儀は、之に依りて、祭事の次第書を作り、二齋主に見す。二齋主、可
と認めたらむには、典儀に復す。典儀は、調書を元に復す。次に、主人は、遠
祖以下、代々の松靈の姓名、生年、月、日、及、死年、月、日、年齢等の調書と、
執恩録とを出して、懇に改祭られむ事を請ふべし。副齋主、詳細に記し
て、齋主に見す。齋主、可と認めたらむには、副齋主に復す。副齋主は、裝飾
師に渡す。裝飾師は、小案に載せて、御饌所に置くべし。

家の祭事

典儀、齋者は、裝飾師、御饌師に導せさせて、祭場の裝飾を始め、御饌
所等、詳に巡検て、万欠事無く、整ひたらむには、其趣を、二齋主、及、主
人と、親族とに告ぐ。

一番太鼓を打つ。齋主を始め、齋部、樂人、親族、各、裝束室に入る。

二番太鼓を打つ。一同、裝飾終る。次に、裝飾師は、樂人を、樂席に着かしむ。

三番太鼓を打つ。樂人、奏樂。齋主以下、順序、祭場に、進む。先齋主立つ。典儀、

先導し、祭場の口に到り、向ひて、左方に、跪きて、敬禮す。齋主立つ。向ひ

て、右座に着く。副齋主立つ。齋者先導し、祭場の口に到り、右方に、跪きて、

敬禮す。副齋主、立揖して、左座に着く。典儀、齋者、相共に、立揖して、典儀は、

齋主の次、齋者は、副齋主の次、座に着く。齋部、順次、進み、立揖して、右左の

座に着く。次に、裝飾師は主人夫妻を始め、親族を導して座に着かしむ。各一揖す。次に、裝飾師は報恩録を持出で、左の後取に傳ふ。後取は請取りて、御饌道に進み、斜に座す。齋主進み、請取りて、松靈舎前に据ゑ、扉を開きて納め、一揖して退き、小案は後取に授けて、元座に復る。後取は裝飾師に渡して、元座に復る。次に、樂人闋樂次に、裝飾師、被主に進給へと申す。被主、被戸に進みて、被詞を告る。(此の間、一同)告終りて、元座に復る。次に、裝飾師、被師に、被給へと申す。被被戸に進みて、法の如く、大麻以て、先、靈舎次に、御饌齋主、副齋主、齋部、親族と、順次被畢りて、大麻を裝飾師に渡して、元座に復る。次に、手長等、左右より、御饌道に進み、面覆を掛けて、蹲踞る。次に、樂人奏樂、御饌師御饌を捧げて、最下の手長に傳ふ。手長の法の如く、請取り、次の手長に傳ふ。順次、手次上て、獻饌長に傳ふ。獻饌長、

請捧げて、御饌机の中央に供へて、軽く拜む。次は、向ひて右左、くくと、供ふべし。終りて、御饌道に復り、面覆を撤して、蹲踞る。樂人闋樂、各軽く拜みて、獻饌長より、順次元座に復る。次に、裝飾師、中案に玉串筒并に、玉串指を載せ、御饌の前に置き、又、太玉串と、祝詞とを持出でて、玉串は、向ひて右の後取に、祝詞は、左の後取に傳ふ。(若し、取一人なる時は、玉串は、直に齋主に渡すべし。)後取、各請取持つ。次に、典儀、齋主に、祝詞告給へと申す。齋主、唯と應へ、祝詞座に着く。二後取、並進みて、少退きて座る。齋主一拜む。右の後取、太玉串を手次ぐ。齋主取り、法の如く、捧げ、すこし退きて拜む。左の後取、祝詞を手次ぐ。齋主持、乍ら拜み、肅みて告る。(此の間、各)告終りて、後取に授く。後取如元持つ。齋主拜退きて、元座に復る。後取も、同退きて、元座に復る。次に、裝飾師、太玉串を、左の後取に傳ふ。次に、替者は、副齋主に、進給へと申す。副齋主、

唯と應へ進みて座に着く。後取も進み、少退かり座る。副齋主拜む、後取玉串を手次ぐ、副齋主捧ぐ齋主其座にて上に向く、齋部、親族、順次進みて、副齋主の後に並びて、蹲踞る。副齋主始め、一同拜みて、神歌の御文三回、御酒の御文三回、天明の神言百回、十一明の御名一回を唱へ、共に拜みて、未席より順次元座に復る。次に裝飾師、太玉串を、主人に傳ふ。替者は、主人に進給へと申す。主人應へず。替者導爲て、主人を進ましむ。主人拜み、玉串を捧げ、又拜みて、元座に復る。次に裝飾師は、小案に、小玉串を載せて、御饌道に座し、親族に、順次、二人宛進みて、玉串を獻給へと申す。親族應へし、裝飾師より、玉串を請取り、主人の如くして、元位に復へる。(但玉串は、小玉串)然、獻終れば、裝飾師は、玉串案を撤ぐ。次に、手長等、御饌道に進みて、蹲踞る。樂人奏樂、獻饌長、一拜みて、最末の御饌を撤げて、手長

に傳ふ。總て、獻へし時の反對なり。終りて、御饌道に、蹲踞る。樂人、闌樂、手長各、未廣を取り、拜みて、順次元座に復る。一同、低頭き、齋主より、順次退いづ。さて、裝飾師は、裝飾物を撤げ、松靈舎を、他に、移す處有れば、移して退出づ。御饌師は、堅鹽、水を供へて退出づ。

立裝束並に行列順序

家の祭終れば、暫時憩ふ。此間に、御饌師は、御饌物を調整、辛櫃に收め、丁して、玄關に出さしむ。如斯て、典儀に告ぐ。裝飾師は、丁に、草履を、玄關に出させ置く。

- 一番太鼓を打つ、齋主始め、親族、一同、出立の裝飾を整ふ。
- 二番太鼓を打つ、御饌師、裝飾師始め、親族、一同、玄關に出づ。
- 三番太鼓を打つ、各庭に下立つ。裝飾師、行列を作る。先、齋部二人を、最先

に並べ次に辛櫃次に御饌師並ぶ次に齋主次に齋部二人並ぶ次に副齋主次に齋部二人並ぶ次に主人夫婦を始め親族二列に並ぶ如斯整はゞ平鼓を打ち徐々に進ましむべし。

奥城の祭式

一同奥城に着けば暫時憩ふ此間に裝飾師御饌師は其事に着く典儀齋者は巡檢りて万整頓たらしむには齋主始め主人親族に告ぐ是他は前の祭式と同ければ略さぬ但裝飾師は後に残りて裝飾物を取纏め丁に持たして家に歸るべし。

但し是は上等式なれば中等および下等は略かるゝかきり任意に略くも可し然れど報恩録および墓標百身生は如何なることありとも略く可からず此は教祖の長年月艱難坐して修行せら

れたりし最も尊き御法にして此式の本なればなり。臆畏きかも。

神葬儀式終

明治三十二年一月廿五日印刷
明治三十二年一月廿六日發行

丸山教會本院藏版

神奈川縣平民

著者 伊藤國義

神奈川縣武藏國橋本郡稻田村
登戸千二百七十四番地

印刷者 吉岡嚴八

東京市牛込區市ヶ谷加賀町
一丁目十二番地

東京府平民

發行者 增田英治

東京市神田區淡路町二丁目二番地

印刷所 鐵秀英舍工場

東京市牛込區市ヶ谷加賀町
一丁目十二番地

125
174

